

# 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(骨子)

令和2年5月14日 政府対策本部改定

## 【状況に関する事実】

### ●39県を対象に緊急事態宣言を解除

- ・特定警戒都道府県はこれまでと同様の取組
- ・宣言対象外県は、基本的な感染防止策の徹底等を継続し、感染の状況等を継続的に監視し、その変化に応じて、迅速かつ適切に感染拡大防止に取り組む

## 【全般的な方針】

- 情報提供・共有及びまん延防止策による感染拡大速度の抑制
- サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供による重傷者、死亡者の発生抑制
- 的確なまん延防止策及び経済・雇用対策による社会・経済機能への影響阻止
- 社会経済的につながりのある隣県等の状況に留意し、感染や医療提供体制状況等を踏まえ、段階的に社会経済の活動レベルを向上
- 全国で解除された場合であっても、新しい生活様式が社会経済全体に安定的に定着するまで一定の移行期間と設け、感染拡大のリスクに応じて段階的に移行。また、再度、感染拡大の場合、速やかに強いまん延防止対策等を実施

## 【対策の実施に関する重要事項】(宣言が解除された県に関する主なもの)

### (1) 情報提供・共有

- ・「新しい生活様式」の在り方の周知

### (2) サーベイランス・情報収集

- ・医療機関等情報支援システム(Gathering Medical Information System)の構築・運営
- ・迅速診断用の簡易検査キット等の開発支援を引き続き進め、可及的速やかに国内での供給体制を整備

### (3) まん延防止

- 1) 外出自粛(職場への出勤を除く)、2) 催物(イベント等)の開催制限、
- 3) 施設の使用制限等( 2) イベント、5) 学校を除く)、4) 職場への出勤等、については、特定警戒都道府県の取組、
- 5) 学校等の取扱い、7) 水際対策、8) クラスタ対策の強化、9) その他共通的事項等は大きな変更なし
- 6) 緊急事態措置の対象とならない都道府県における取組等  
今後、持続的な対策が必要となることを踏まえ、以下の取組を行うこととするが、一部緊急事態宣言区域が残っているため、自粛要請の緩和及び解除については、慎重に対応するものとする。

- ・「10のポイント」及び「新しい生活様式の実践例」等について周知を行う。
- ・特定警戒都道府県をはじめとする相対的にリスクの高い都道府県との間の人の移動は、感染拡大防止の観点から避けるよう促すとともに、これまでにクラスターが発生しているような施設や「3つの密」がある場についても、外出を避けるよう呼びかけ
- ・全国的かつ大規模な催物等(一定規模以上のもの)の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう主催者に慎重な対応を求める。
- ・感染状況等を継続的に監視し、変化が認められた場合は、迅速かつ適切に法第24条第9項に基づく措置等を検討

### (4) 医療、(5) 経済・雇用対策、(6) その他重要な留意事項 は大きな変更なし